

福岡県物産観光展示室及び附帯施設管理運営業務委託事業者選定要領

1 趣旨

この要領は、福岡県物産観光展示室及び附帯施設管理運営業務の業務委託に係る提案企画の審査及び委託事業者の選定に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 選定機関

提案企画の審査及び委託事業者の選定は、福岡県物産観光展示室及び附帯施設管理運営業務委託事業者選定委員会（以下「委員会」という。）において行う。

3 評価方法

- (1) 委員会の各委員は、提出された企画書等及び説明内容を聴取し、別紙「福岡県物産観光展示室及び附帯施設管理運営業務 企画提案評価票」に定める評価項目、評価の視点および配点に基づき評価する。
- (2) 評価を以下の項目により点数化した上で、全委員の点数を合算し総合得点を算出する。

評価	点数
特に優れている	配点 × 1. 0
優れている	配点 × 0. 8
普通	配点 × 0. 6
やや不十分	配点 × 0. 4
不十分	配点 × 0. 2

4 選定

- (1) 企画提案書の内容について、委員会を構成する委員毎に「3 評価方法」の配点に基づき採点し、委員得点の合計が300点以上であった者のうち、最も優れた提案を行った事業者を優先交渉者とし、次に優れた提案を行った事業者を次点交渉者として選定する。
※ 委員5名 × (100点 × 0. 6) = 300点
- (2) 上記(1)の結果、最高点が複数者あった場合は、当該複数者の中から委員会の協議により1者を優先交渉者として選定し、次に優れた提案を行った事業者を次点交渉者として選定する。
- (3) 提案事業者が1者のみであった場合は、「3 評価方法」の配点に基づき採点し、委員得点の合計が300点以上であることをもって、当該1者を交渉者とする。
- (4) 交渉者から見積書を徴し、予定価格の範囲内である場合、当該事業者を契約の相手方と決定する。